

平成16年第3回教育委員会記録

平成16年2月18日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成16年2月18日(水)午後2時00分～午後3時45分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸 田 頼 一 委員長 大 藏 雄之助
職務代理者
委員 宮 坂 公 夫 委員 安 本 ゆ み
教育長 納 富 善 朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐 藤 博 継 庶務課長 和 田 義 広
学務課長 井 口 順 司 施設課長 吉 田 順 之
指導室長 松 岡 敬 明 中央図書館長 倉 田 征 壽
社会教育 武 笠 茂 中央図書館長 杉 田 治
スポーツ課長
事務局職員 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石 井 康 宏
担当書記 野 澤 雅 己

傍聴者数 11名

会議に付した事件

(議案)

議案第5号 教育改革アクションプランについて

(報告事項)

- (1) 平成15年度杉並区学校文化栄誉顕彰受賞者について
- (2) 幼小連携教育の推進について
- (3) 南伊豆健康学園について
- (4) 心身障害教育について
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (6) 第22期(平成16・17年度)杉並区体育指導委員の内定について
- (7) 平成15年度スポーツ栄誉顕彰について
- (8) 平成15年度杉並区個別外部監査への対応について

目 次

| | |
|---|----|
| 会議録署名委員の指名について | 3 |
| 議案審議 | |
| 議案第5号 教育改革アクションプランについて | 3 |
| 報告事項 | |
| (1) 平成15年度杉並区学校文化栄誉顕彰受賞者に ついて | 8 |
| (2) 幼小連携教育の推進について | 9 |
| (3) 南伊豆健康学園について | 11 |
| (4) 心身障害教育について | 11 |
| (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧 | 22 |
| (6) 第22期(平成16・17年度)杉並区体育指導委員 の内定について | 22 |
| (7) 平成15年度スポーツ栄誉顕彰について | 23 |
| (8) 平成15年度杉並区個別外部監査への対応について | 24 |

委員長 皆さん、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから平成16年第3回杉並区教育委員会定例会を開催させていただきます。本日の議事録の署名委員は宮坂委員にお願いいたします。

ご案内しましたとおり、本日の議事日程は、議案が1件、報告が8件となっております。よろしく申し上げます。

では、日程第1、議案第5号「教育改革アクションプランについて」を上程し、審議させていただきます。庶務課長からご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第5号「教育改革アクションプランについて」ご説明いたします。A4で2枚の資料をご用意しております。それとアクションプランの計画書に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

A4の資料ですが、本案につきましては平成15年の11月12日、第17回定例会におきまして素案を決定し、その後、区民への意見公表、意見募集を行って、今回の計画の策定をしたものです。したがって、変更点を中心に簡潔に説明をさせていただきます。

まず、1点目の計画期間ですが、平成16年度から平成18年度までの3年間ということです。計画の概要ですが、103事業から110事業に再編したこと、このことについては同じです。併せて、(1)の「計画事業」の中の「新規事業」、「拡充事業」、「統合事業」、「計画対象外事業」につきましても同じものです。こちらにつきましては、後ろに一覧表が付けてありますので、またご参照いただければと存じます。

次に素案との主な相違点ですが、の所です。まず本文のほうをちょっと引用させていただきます。5ページの下から2つめの、「道徳教育の推進」で、1行目の後ろの所ですが、「あいさつ」という文書を入れさせていただいております。

次に6ページの「安全教育の推進」で、「子ども自らが危険の察知」という所が、前回予測という所です。それから最後の行ですが、「セーフティー教室など」ということで、具体的な事業を記載したものです。

8ページの「健康教育の推進」、こちらのほうは全面的に書き改めさせていただいております。前回の「保健所・保健センターと学校保健の連携を強化し、保健指導を進めます」といった計画内容から、今回は、「保健所・保健センターと連携を進めるとともに、健康教室の開催、口腔保健指導の実施、ぜん息児水泳教室の拡充など、健康づくり対策を充実していきます」という形に変えさせていただいております。

13ページの最初の(6)の「区立学校規模の適正化・適正配置」ですが、こちらにつきましては、従前の杉並区の人口、児童生徒数の推移を踏まえ、単学級の増加と学校の小規模化がもたら

す学習意欲や集団生活を含めての問題点や課題を整理していきます、という課題認識の所につきまして記載してありましたが、すでに適正規模検討委員会等の答申で具体的な検討が始まっておりますので、その部分を削除させていただきまして、適正規模検討委員会の答申以降の状況で文書を改めたものです。

16 ページの の「学校の危機・安全対策の拡充」ですが、この間の対策の充実等を踏まえまして、「また」以下の所ですが、「防犯ブザーの全児童・生徒への貸与に加え」という所を追加しております。それから、 の上の の所ですが、「施設・設備の充実」という所で、これは従来、「危機管理対策の検討を踏まえ」ということになっていますが、ここも施策が進んできた状況を踏まえまして、「防犯カメラの設置、門扉の改修など」と文書を書き改めたものです。素案と今回の計画との内容面にわたる変更は以上です。

今回、新たに計画として位置付けたものが、26 ページから年度別計画として付けてあります。平成 15 年度の現況、これは平成 15 年度当初予算ベースの状況です。それから、平成 16、17、18 年度の目標ということで、110 事業の年度計画を策定したものを付けてあります。簡単に概要を説明させていただきます。

記載の関係で、いちばん後ろのページの所に記載してありますが、30 ページの 15 年度現況というのは先ほど申し上げたとおりであります。それから、ナンバーの欄に、「実」の表示があるところは、杉並区の「実施計画」、 「行」の表示のところは、「第 2 次行財政改革実施プラン」に該当していることを示しております。ただし、全面的にという部分もないところがありますので、括弧書きの表記をしております。

続きまして、26 ページから説明をさせていただきます。まず「フレッシュ補助教員の充実」で、これは拡充事業ということで先ほどご説明したのですが、こういった記載になっております。5、6、7 は、これは新規事業で、実施していくということで、計画をしております。それから、13 番の「安全教育」につきましても、これは新規事業ということで、セーフティー教室の実施で、これは本文にも書き改めました。

変更点ですが、14、15、これは従前の計画との関係では、国際理解で教科書展示という新たな事業を入れたということです。それから、16 番の I S O の部分でも、環境教育指導計画が入ってきています。それから、19 番。これも拡充ですが、「スクールカウンセラー、小学校配置」という所が記述に入ってきたということです。

次に 27 ページですが、25 番につきましては、従来の「幼児受け入れ機関と連携検討」という所を統合して、「就学相談関係機関との連携充実」ということで計画化したものです。それから、26 番。先ほど表記の変更をお伝えしましたけれども、それと併せまして、平成 16 年度以下の目標の

所に、「ぜん息児水泳教室の拡充、健康教室 2 回」といったような事業の計画化を目標として考えたものです。

29、30、31、32、これは今回の計画での新規事業ということで、それぞれ実施ないしは事業の規模を記載したものです。次に 38 番、これは従来の項目の変更をしまして、「教員による学校評価、目標管理の実施」といったことで記載しております。

28 ページ、45 番の「幼・小連携教育の推進」、こちらにつきましては拡充事業という扱いで、上の表記になりますが、平成 16 年度目標以降の所です。「幼稚園併設小学校 1 校」といった記載が目標として掲げてあります。47 番の「小・中一貫教育の試行」、これも新規事業ということで計画しております。それから、52 番は「学校サポーター等の拡充」で、従来は学生ボランティア、外部指導員、この辺のことをまとめた表記で、計画化しております。それから、62、63、64、この辺のところは拡充事業で、具体的な事業も含めて、そういった目標を掲げております。

それから 29 ページの 73 番、74 番、これも拡充事業ということで、「郷土発見講座の開催」、「新任教諭研修の実施」といった形で、記載のとおり規模、あるいはその実施ということで、目標を掲げております。

30 ページの新規事業で、92 番、「子育てセミナーの開催」ということを目標に掲げております。以上、概略で申し上げましたが、年度別計画でそれぞれ 3 年間の今後の事業の目標を定めた計画を今回計画書の中に盛り込みました。

次に、31 ページから 33 ページにつきましては、用語集ということで、前回と全く同じです。ただし、「子ども読書活動の推進」という中に取り込んだ部分があった表現が、一部消えているものがありますが、基本的には前のと同じということです。

34 ページ以降には、本計画の素案に対する意見募集の結果、寄せられた意見、それに対する考え方を載せております。11 月 21 日から 12 月 12 日までということで意見募集を行いまして、結果的には 5 件の方からご意見をいただいたということです。それぞれ分野別に意見の要旨を掲げまして、それに対する計画としての考え方について記載をさせていただいております。これが 41 ページまでです。

最後になりますが、42 ページに杉並区の教育委員会の教育目標を、43 ページに基本方針を付けて、全体の計画とさせていただきました。以上です。

委員長 では、ご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

安本委員 新しい「セーフティー教室」というのがあるのですが、これは具体的に何かこういうものというのをお考えですか。区独自のものか、それとも、警察の防犯教室のようなものか、外部のものを委託するようなおつもりか、何か具体的にお考えでしたら教えていただけますか。

指導室長 セーフティー教室につきましては、基本的には警察との連携を図って、場合によっては警察官の方に実際に学校に来ていただいて、直接ご指導いただいたり、あるいは地域の方で防犯、犯罪から子どもたちの身を守るようなところで力になってくださるような方がいらっしゃれば、そういう方もお招きしながら、教室を開催していくという形で、いま考えております。

安本委員 例えばCAPとかそういうものというのは、後ろのほうのご質問の中に、そういうのも含めてと書いてあるのですけれども、36ページの「考え方」という所に、「CAPを含めて、いくつかの実践例がありますので、その中から、学校が選べるように」というふうに書いてあるんですが。

指導室長 このセーフティー教室そのものがCAPとイコールということではないのですけれども、CAPにつきましては、学校が効果があるということで採用すれば、それはそれで、すでに実施している学校もありますので、それは各学校の選択ということです。ただ、私どものほうでそのセーフティー教室にCAPを是非採用してくださいという意味ではありません。

安本委員 それで、例えば外部に委託するとなると、CAPもそうなんですけれども、お金がかかるということになるんですね。警察とか、例えば地域のそういう方たちをお願いするという場合は、そういうことはないと思うのですけれども、そういう予算的なものはどうなるのですか。

指導室長 これまでCAPを実施している学校につきましては、PTAが主催という形で、保護者の方と子どもと両方を対象にして指導を受けるというような実施をしているようです。特にいま、このセーフティー教室そのものに対して予算配当をということではありません。東京都教育委員会のほうは、全都的にセーフティー教室というのを呼び掛けておりまして、東京都のほうからも、各警察署に、学校教育のほうに是非協力をしていただきたいという要請をしておりますので、そういう意味では、警察からの協力というのは非常に得やすい状況が整っているのかなというふう考えております。

安本委員 わかりました。

委員長 では、ほかにもお願いいたします。

宮坂委員 28ページの表の所で、これは私の聞き漏らしかもしれませんが、45番にある、幼・小連携教育の推進ということは、ずっと何回も話し合われたのですが、具体的に平成16年度の目標に、幼稚園併設小学校1校の開設準備というのがあるのですが、これは具体的に附属幼稚園というものをどこかの小学校に設けるという意味ですか。その場合、既存の幼稚園は1つなくなるのか。あるいは、いまある6園のほかに、別個に附属幼稚園をつくるという意味なのでしょうか。

学務課長 後ほどの報告事項の中にも、1つ件名として入れてあります。こちらにつきましては、平成16年度の準備ということで、後でご説明しますが、1つの現在の区立幼稚園を、区立

の小学校の中に併設して移し変えるということで考えております。

宮坂委員 幼稚園の数そのものは、従来どおり6園なわけですね。

学務課長 ご指摘のとおりです。

委員長 ほかにありますか。

大藏委員 私はこれの前の段階でたくさん意見を言いましたので、対応されたものもあれば、そうでないものもありますが、基本的な指針についてはそんなに反対ではありません。それから、表を付けたのは、わかりやすくなったと思います。表現については、まだわかりにくいとか、くどいとか、そういうのはこの意見の調書の中にも出てきますが、それは次回機会があったら改めたほうがいいと思っています。

安本委員 最初のページから最後のページまで全部で「アクションプラン」ということで出す。つまり、質問事項やお答えとかも全部含めて、これがアクションプランということですね。

庶務課長 そうです。これが計画書ということになります。

安本委員 そうだとすると、先ほどのCAPを書くと、あたかも、まるで予算的には外部委託をするというように、ちょっと誤解を招きやすくはないですか。

庶務課長 計画書そのものは年度別計画の所までということで、あとは資料編ということで記載のとおり付けてありますので、そういった形をご利用いただくということになります。

委員長 今後の参考にしていただければと思うのですが、先ほど最後にご説明になられたような年度別計画の所の用語で、この間もお話しましたが、いろいろな使い分けがありますね。分かる言葉と分からない言葉と。「思考」とか「検討」とか、「実施」、「拡充」、「充実」。役所用語を使い分けしているわけですね、ですから、これを外部に普及版として出される場合に、その辺り、多少わかりやすく注釈でも付けていただけたらと思います。いちばん手っ取り早く、「拡充」と「充実」、どういうふうに違うんだという話もあるだろうし、担当者はよくわかっているのですが、ちょっと読みにくい部分があるのです。これをどうこうするというのではなく、今後の問題です。

庶務課長 ちょっとご説明させていただきますと、今回は事業面の所の表記とも関連してきますが、事業面の所で「実施」となっている中で、内容的にも充実してくるものについては、「充実」とし、事業の所にすでに充実とか拡充が入っているものについては「実施」というような整理をさせていただきます。ただし、大変恐縮ですが、先ほど大藏委員からもご指摘がありましたとおり、次回の計画のときには、できるだけ工夫をしていくということで、よろしく願いしたいと思います。

委員長 委員ともかなりキャッチボールをやっていきますので、原案どおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

委員長 どうもありがとうございました。では、原案どおり可決いたしました。

次に、報告事項に入らせていただきます。最初に、「平成 15 年度杉並区学校文化栄誉顕彰の受賞者について」ということで、庶務課長からご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、「平成 15 年度杉並区学校文化栄誉顕彰について」をご報告させていただきます。顕彰の目的ですが、記載のとおり、杉並区内にある小学校、中学校、養護学校及び南伊豆健康学園に在籍する児童・生徒等が、文化活動に関し優秀な成績を収めた場合に、その栄誉を顕彰して、文化活動の振興を図ることを目的としております。したがって、顕彰の対象は、記載のとおり、学校に在籍する生徒等ということなのです。

顕彰の方法ですが、被顕彰者に対して文化顕彰を授与することにより行うということで、被顕彰者は、平成 16 年 2 月 13 日、文化栄誉顕彰審査委員会の審査を基にして、受賞者を別紙のとおり決定しております。

7 ページですが、本年度は個人が 21 件、団体が 5 件の計 26 件です。この制度は平成 10 年度から始めておりまして、平成 10 年度は 6 件。それから順次増加してまいりまして、今回は 26 件ということではいちばん多い件数になっております。

内容ですが、先ほど言った顕彰の対象に該当する者ということで、審査会のほうで決めたものですが、今回新規に出てきたものだけ、簡単に触れさせていただきますと、まず 1 ページ。3 番の文部科学省認定の漢字能力認定ということで、7 級優秀賞。これは、受験当時小学 3 年生だったということで非常に優秀だということで表彰したものです。それから、同じく 4 番も、文部科学省の漢字能力の検定で、同じ状況でやっております。

それから 2 ページですが、全日本の珠算技能競技大会で優秀な成績を上げたという、これまではどちらかというと文化的な作文とか絵画が多かったのですが、技能系のそういったものについても成績優秀なものについては表彰するというので、審査会のほうで決めさせていただいたものです。2 ページのいちばん下の 8 番、第 11 回全国小中学生食の冒険グランプリ「感動ひらめき賞」、これも初めてのものです。

次に 3 ページ、ここは初めてのものだけということで、太陽電池工作コンクール、かるた大会、全国小・中学校の作文コンクールということなのです。

4 ページ、こちらも 13、14、15 と全国小中学校の作文。これは長い伝統のある大会なのですが、これまでこういった表彰の対象の中にはいらっしやなくて、今回初めて出てきております。

5 ページの 17 番、書初中央展。18 番、残像表示式時計の開発・製作。20 番、音楽コンクール、ヴァイオリン部門。

6 ページの 21 番、ドコモ未来ミュージアム。それから、22 番と 23 番は同じですが、ロボカッ

ブのジュニア世界大会。以上が初めての受賞ということで、今回の26件に押し上げる原因にもなっているのですが、幅広い分野にいろいろ参加して優秀な成績を収められてきた状況が、今回の文化栄誉顕彰の顕彰の中でもはっきりしてきたということです。以上です。

委員長 ご質問やご意見がありましたらお願いします。かなり幅広い分野を文化と捉えて受賞者を選ばれたようですが、ご異議がないようでしたら次に移らせていただきます。では学務課の関連で、3件最初にご報告をお願いいたします。「幼小連携教育の推進について」、「南伊豆健康学園について」、「心身障害教育について」の以上3点、よろしくをお願いします。

学務課長 では、私から3点ご報告させていただきます。まず1点目、「幼小連携教育の推進について」で、先ほどご議決いただきました教育改革アクションプランにも、幼小連携教育の推進ということで、平成16年度から開設準備といったことを計画しているところです。

内容です。1点目、まず目的ですが、記載のように就学前教育と学校教育との連続性を考慮した連携を進めることで、幼児教育から学校教育への円滑な移行を図ることが1つ。もう1つとしては、より効果の高い教育活動を実施するために、幼小連携教育を、区立幼稚園と区立小学校によってまず始めるということです。

2点目として期待する効果ですが、「つながりと深まり」という言葉をキーワードとして、次のような効果が期待できるということです。

まず1点目としては、幼・小の8年間にわたりまして、関連性と連続性を持った教育活動を行うということで、教育内容のつながりと深まりが期待できる。

2点目としては、幅広い年齢集団と日常的にかかわることによって、豊かな心情を育み、それぞれの学びを深めることができ、幼児にとっては、より年長のお子さんとのかかわり、それから、児童にとっては、より小さいお子さんへの思いやり、そういった心情が育まれるのではないかとということです。

3点目としては教員の関係ですが、幼稚園、小学校双方の教育にかかわることによって、教員の児童観の深まりあるいは指導力の向上を図ることができる。

4点目としては地域との関係で、幼・小8年間にわたるとなると、より幅広い範囲の方々と交流の機会を継続的に持つことができる。そういう中で、子どもたちの社会性を育むとともに、地域の一員としての意識の深まりが期待できるといったような、4点の効果が期待できるだろうということです。

このことを実施するに当たりましては、もとの事業を実施して、そこでの状況を見ながら始めていこうということで、3点目としては、モデル事業の実施です。として、先導役としてモデル事業を実施するというので、このモデル事業につきましては、連携の基本となる教員相互の

連絡、あるいは相談等の情報交換や交流が進むように、園舎と校舎を併設するなど、施設面での一体感を持たせて実施するほうがよろしいだろうということが、基本的な考え方です。

2番目として、モデル事業は、次の理由から、最も適切と考えられる杉並第四小学校と高円寺北幼稚園において実施するというので、その上で、小学校内に幼稚園施設を移設し、幼小連携教育を実施することを考え方として持っております。

その理由としては、アからエまでの4点あります。1点目としては、まず杉並第四小学校では、学年縦割りの活動をすでに実施しており、異年齢集団による活動の実績があるということがあります。それから、杉四小と高円寺北幼稚園につきましては、これまでもさまざまな行事等において交流を行ってきているということがあります。それから、イとしては、杉並第四小学校が、区立幼稚園を学区域に持つ中では、いま現在、7学級197名で、いちばん小規模であるということで、幼児1人に対しての児童の数といったところも、いちばん近い状況にあり、それが交流を深めやすい状況にあるのではないかとということです。それから、ウとしまして、杉並第四小学校には、普通教室に余裕がある、また今後も大幅な増加が見込まれないことから、幼稚園を学校施設内に移設することは可能であろうということです。現在、杉並第四小学校では、普通教室が12ありますけれども、実際の学級数は7という状況です。エとして、今後の連携の進み方によっては、高円寺北保育園も含めた幼・保・小の連携に広がる可能性があるだろうと、単に幼・小だけの取組みに留まらない発展性があるといったところから、杉並第四小学校と高円寺北幼稚園でやるのが最もふさわしいだろうということです。

裏面に移っていただきまして、今後の日程で予定を書かせていただいております。この2月中に、このモデル事業の実施に向けまして、該当の杉並第四小学校と高円寺北幼稚園の関係者等による準備組織をまず立ち上げて、そこでさまざまな課題について検討を進めていくといったことを考えております。その上で、新年度、あるいは今年度内ということも考えておりますけれども、小学校、幼稚園のそれぞれの保護者の皆さまにご説明をする。そして、そういった合意形成が図られた上で、幼稚園の設置場所が変わりますので、学校設置条例の改正というものが必要になってまいります。それから、移設に伴う費用負担等もありますので、そういったものについての条例改正、あるいは、必要に応じた補正予算案の提出といったところで議会での議論をいただくということが11月に考えられるかと思っております。そういった議会での審議を経た上で、議決となれば、冬休み中、あるいは冬休みから2月にかけて、教室、あるいは便所等の必要箇所の改修工事を行っていくということです。その上で、3学期終了後に、高円寺北幼稚園を、杉並第四小学校の中の施設に移転しまして、来年4月から幼小連携教育のモデル事業を実施していくということです。

最後に「その他」ですが、今回の取組みにつきましては、あくまでこの先導役ということで、今後に向けての検証をこの中でしていくということです。それから、今回は区立と区立の連携ですが、先ほど申し上げましたように、保育園との連携、あるいは私立幼稚園との連携についても、今後は状況を見ながら推進するという検討課題になるだろうと考えています。幼小連携教育の推進についてのご報告は以上です。

続きまして、「南伊豆健康学園について」の報告です。南伊豆健康学園につきましては、第2次行財政改革実施プランにおきまして、虚弱児童の教育施設としては廃止の方向とし、廃止後の教育施設としての活用方を検討した上で改めて方針を決定し、見直しを図るということにしております。こちらについては資料はありません。口頭報告をさせていただきます。そうした中で、昨年10月22日の教育委員会において、廃止後の教育施設としての活用方策について、結論を出すまでに至らない中で、平成16年度に健康学園運営を継続すること、それと、廃止後の施設利用について、本年2月を目途に、一定の考えをまとめる旨の報告をしたところです。その後の検討状況ですけれども、1つには構造改革特区の第4次提案として、新しいタイプの学校ということで、公設民営学校方式による全寮制学校の区域外設置等を提案したところですが、各省庁の回答の中では、公設民営学校の設置は「中央教育審議会でも検討中」などとして、具体化に向けられる回答は得られてないのが現状です。

また、2つめとしまして、現在の学校教育法等の枠組みの中で、健常児も行ける全寮制の学校の区域外設置の可能性について東京都の教育庁に紹介したところ、結果、区域外設置は合理的な理由が立てば可能だが、その場合、通常学級とするのであれば、40人学級の収容ができる教室であることを条件とするとの回答を得ております。したがって、現在の施設につきましては20人規模でありますけれども、そのままでは認められないということで、仮にやるとなれば、改築が前提となるということです。また、現在の健康学園に、その一部として健常児が入園することにつきましても、あくまで病虚弱児対象の特殊学級であることから、認められてないとの回答を得ております。したがって、現在のところ、廃止後の教育施設活用として具体的な取組みに繋がれるまでに至ってない、そういった案が産み出せていないというのが現状です。

そういう中で、今後、現在の健康学園は、病虚弱児の受け入れ施設を持つ必要性が薄れていることから、廃止の方向という考えには変わりはありませんが、廃止後の教育施設としての活用方策につきましては、引き続き検討を行うものとさせていただきたいと思っております。南伊豆健康学園についての報告は以上です。

続きまして、3点目の「心身障害教育について」ご報告させていただきます。こちらにつきましては、本日資料を配らせていただいております。資料が多い中、当日のご配付で大変申し訳あ

りません。また、差替えもありまして、1つはこの概要版、それから、本文のほうでも誤植がありまして、5ページから6ページにかけてのところを差し替えていただくということがございました。大変申し訳ありません。

この心身障害教育につきましては、心身障害教育の課題等を検討するために、「杉並区心身障害教育の今後のあり方を考える検討会」というものを設置しておりまして、そこでの検討結果が提出されたということで、それを踏まえた取組みをご報告するということです。初めに、いま申し上げました検討会の報告について、概要版ということで、「心身障害教育の今後のあり方について」という資料1枚のものをお配りしております。本日差替えをお願いしたものですけれども、こちらのほうに沿ってご説明をしていきたいと思っております。この「心身障害教育の今後のあり方を考える検討委員会」につきましては、平成14年の4月に設置をいたしました。当初の設置目的としては、済美養護学校が児童生徒数の増加に伴って施設が狭あい化している。あるいは、心障学級や通常学級において、適正就学や介助員の配置の関係、適切な学校運営の問題など、さまざまな課題を抱えている中で、心障教育の今後のあり方について検討するということで、設置をしたという経過があります。しかしながら、この間この心身障害教育におきましては、ご案内のとおり、国や都におきまして、特別支援教育といった新たな方向性が示されているという現状があります。そういう中で、この検討につきましては、当初の目的については、例えば平成15年の当初は、縷々課題については達成してきておりますけれども、その後も検討が続いていた中で、昨年12月に東京都のほうで特別支援教育の最終報告がまとまり、ちょうど新たな転換点にもなったということで、この心身障害教育のあり方の検討会につきましても、ここで一定の節目として検討を整理し、そして、またあとでもご説明しますが、新たな形で検討を始めようということで、今回の報告をまとめさせていただいたところです。1番の初めのほうにも書いてありますが、とにかく現在の状況が、特別支援教育について、今後の方向性というものは示されたものの、その中身については、まだ不透明なところが少なくない。人的措置、あるいはいつからやるか、そういったところがまだはっきりしていないという状況があります。そういう中で、この検討については、特別支援教育への流れを視野に入れた中での、当面取り組むべき対応策を中心に、検討結果をまとめたいということです。

2番目として、本区における心身障害教育を巡る状況ですけれども、1点目としては、障害のある児童・生徒数が増加しているということで、平成5年と平成15年の10年間の比較で、約1.5倍増えているということで、現在心身障害学級あるいは養護学校に通っている杉並区のお子さんにつきましては、450名いるというのが現状です。それから、2番目としては、障害の重度・重複化が進んでいるということ。全国的にもこれはご指摘があるところです。3番目としては、学習

障害児等への対応が新たな課題になっているということで、特に通常学級における学習障害児等への対応、そういう中で、教師の力、あるいは校内の体制といったところが課題になっているということです。それから、4番目として、介助員などの支援制度へのニーズが高まっているということで、こちらにつきましては、心障学級あるいは通常学級においても、この間も介助員の充実というのを図っているところです。それから、5番目としては、教職員に専門性と意識の高揚が求められているということで、特に通常学級にいる教員等、直接心身障害教育にかかわらないところの関係者についても、やはりこういった取組みが求められるだろうといったところです。

先ほども申し上げましたけれども、この検討会につきましては、約2年間検討を進めてきたわけです。その中で、先に取組みとして成果を上げているところが大きく3点あります。1点目としては、この平成16年度当初に、井草中学校に新たな知的障害の心障学級を設置することとしたこと。それから、2番目としては、養護学校の児童生徒の増加に対応しまして、平成15年1月に都立養護学校の通学区域について、弾力的な運用を図るよう、都に対し要望したこと。それから、3点目としては、済美教育研究所の就学相談と子ども発達センターの養育相談についてです。これについては子ども発達センターが、開設以来、相談機能が重複する部分があったり、あるいは相談の繋がりといった面で課題がありましたけれども、両者の相談機能について整理し、役割の明確等を行ったといった経過があります。

この検討会の取組みもあった中で、今後の心身障害教育の考え方として、どういうものを持つべきだろうかということで、大きく5点考え方をまとめさせていただいております。1点目は、特殊教育から特別支援教育への転換ということで、これはもう国や都の流れで、そういう方向に今後なっていくだろうということで、これに対応した施設設備の整備、あるいは校内体制の充実、そういった取組みをまず進める必要があるということでもあります。それから2点目、今後につきましては、心障学級あるいは養護学校の在籍者のみならず、通常学級に在籍する学習障害等の児童・生徒への対応も、充実を図る必要があるということです。

3点目は、今後に向けては、特に都立学校との連携ということで、東京都のほうでも、今後、盲学校、ろう学校、養護学校についての再編整備を課題として取り上げています。その再編整備をする中での、都が持つ施設設備、人的資源なども活かすような連携・協力、あるいは杉並というエリアの中での都施設との連携・支援といったものも含めながら、充実を進めます。

4点目が、今後は単に教育という範囲だけではなく、保健・福祉や、就労の観点からの取組みについても有機的に連携をして、就学前・学齢期・卒業後と、それぞれに作られている個別指導計画等について、継続性と総合性を持たせる取組みをする必要があるということです。

5点目が、このことについては関係者だけでなく、より幅広い方々、一般の区民、保護者の方々

にもご理解をいただいて、地域全体の活力を活かした学校運営へ転換していく必要があるというところを、基本的な考え方として、今後心身障害教育の充実に資する必要がある、とまとめています。

そうした基本的な考え方を持った上で、当面の取組方策として、この検討会の報告書においても、大きく7点の課題を取り上げています。こちらについては「心身障害教育について」という資料がありますが、こちらにこの検討会報告を受けた上で、こういった取組みを進めるということで、検討会でまとめた内容を改めて整理をして取り上げています。教育委員会としては、この検討会の報告を受けて、表の文章にあるような7点の取組みを進めます。

1点目が、「本区としての特別支援教育の実施に向けた検討」で、区立学校の関係者のみならず、区長部局の障害者福祉関係の職員も巻き込んだ形での全庁的な検討組織を設け、検討・準備を進める。

2点目が、「「個」を重視した指導の充実」ということで、これまでもそういった指導をしているところですが、さらに充実を図る取組みとして、個別指導計画の充実、校内体制の充実ということで、校内委員会の試行的設置。この校内委員会というのは、心身障害教育を進めていく上で、例えば特定の特殊身障学級の担任などに任せるのではなく、学校全体としての取組みとしていくということでの校内委員会の設置です。それから、通常学級にいる教職員も含めて、特別支援教育、心身障害教育に対する理解を深めるための研修を実施していきます。

保健・福祉機関等の連携ですが、これについては、各学校と関係機関との橋渡しをすることで、特別支援教育コーディネータの試行的な設置です。そういった取組みをする中で、より「個」を重視した、個に応じた教育をやっていこうということです。

3点目が、「就学相談の充実」です。先ほど申し上げたように、済美教育研究所と子ども発達センターでの取組みがある中で、その役割分担を整理し、その中でそれぞれの個に応じた最もふさわしい教育が行えるように、就学相談の専門性を高めていくことです。

4点目が、「教育的な支援の充実」です。こちらは介助員制度の充実で、よりお子さんたちの通学の実態に沿った形で、介助員配置の弾力化を図ります。例えばいままでで申し上げますと、現在中学校の場合、パート職員を6時間勤務で雇用していますが、帰るまでに介助員の勤務時間が切れてしまうという弊害がありました。具体的にはそういったところの改善を図っていくことです。それから、現在の介助員制度だけではなく、学校サポーター、フレッシュ補助教員などの制度についても、心障教育の支援という形の中でも活用していく。今後、そういった規定の制度だけではなく、地域との協働という時代の中で、地域の人々の活力を活かした新たな支援制度をどうすべきかを検討して、そういったものを導入していく中で充実を図っていこうということです。

5点目が、「養護学校の運営改善」です。現在も施設の使用規模が約60名という中で、70名程度でこのところ推移しています。そういう中で、児童・生徒数に応じた施設設備の改善を図るとともに、今後区立の養護学校が特別支援学校という形になっていくのであれば、その中で都立の養護学校とも連携を進めて、今後の方向性を見出していくといったところです。

6点目が、「区内における特別支援教育に係るモデル事業の検討」です。こちらについては2つのモデル事業を実施します。

1点目はエリアネットワークに係るモデル事業です。こちらは、まず済美養護学校を中心にして、済美小、大宮中を巻き込んだ範囲で、このエリアに入る学校、関係機関と連携を強めて、そこにいる心身障害児に対してどういう支援をしていったらいいか、そういうエリアの中でのネットワークを強めていく取組みのモデル事業を検討していくことです。

2点目が、校内体制整備に係るモデル事業です。こちらは特に学習障害児等への対応についての取組みの充実を図ることで、校内委員会の設置、特別支援コーディネータの試行設置をする中で、校内体制の充実を図るためのモデル事業を施行していこうということで、小・中学校数校においての実施を考えています。

7点目が、周知と意識啓発で、今後はこういった心身障害教育についての、一般の保護者や地域の人々の理解と協力が不可欠です。そういう中で、幅広く周知、意識啓発を図り、情報の共有化を進めていきたいということです。以上、長くなりましたが、心身障害教育についての報告でした。私からの3点の報告についてはこれで終わります。

委員長 最初に「幼小連携教育の推進について」に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

大蔵委員 これは基本的一般論としてはずっと話し合ってきましたが、具体的なものは非常に唐突に出てきたように感じます。そして、この1枚紙の裏側のいちばん最初の3のいちばん上、「平成16年2月18日に教育委員会で決定し、公表する」とある、「教育委員会での決定」というのは、先ほどのアクションプランのことですか。

学務課長 資料差替えを先ほどご説明したのですが。

大蔵委員 これは差替えが別にあるのですか。

学務課長 いま申し上げた2月18日のところは、私どもの誤植で、そこを削除した資料を差替えでお配りしております。

大蔵委員 しかしこれをやるとすれば、教育委員会で決定しなければならないというのは、どこでやるつもりなのですか。

学務課長 事務局としての権限の中で決定し、報告させていただくということで、本日この教育委員会にも報告事項としてご報告したところです。

大蔵委員 いまのところ杉並第四小と、高円寺北幼稚園でやるわけですが、ゆくゆくはいまある幼稚園を中心に実験をしていくことですか。

学務課長 1つには、今後の区立幼稚園は他にもあるので、そういうところも範囲になると思いますし、それから保育園。さらには、施設を一緒にというわけにはいかないと思いますが、私立幼稚園の連携といったことについても視野に入れながら、まずここで試行をしてみようということです。

大蔵委員 建物を増やしたりしなければいけませんから、例えば杉四の場合には余裕があるのですが、他のところは必ずしもそうではないので、そこに造ることが難しいことがあります。しかし、この幼少というのをやるとすれば、区民については誰もが同じようなチャンスを与えられるようにすべきだと思います。都心部の千代田区、中央区などは、昔から小学校に併設をしていて、誰でも区立幼稚園に行けるような状態が基本的にできているわけです。しかし、杉並の場合には6つしかありません。全部が行けるような地域にうまく配分されておりませんので、送り迎えを考えると必ずしも区立幼稚園を選ぶことはできないわけです。だから希望者は多いと思いますが、実際には定員を割っているという状況になっているわけです。

それからすると、この幼小連携を進めていくとすれば、初めは杉四で実験的にやるとしても、成功した場合は、ゆくゆくは全部の小学校の区域で、学区内で子どもたちが行かれるようにすることを考えなければならないと思いますが、それについてはどういうお考えですか。

学務課長 他区の場合はそういった事例もあるかと思いますが。個々の区の状況、特に杉並の状況というのは、私立幼稚園が多いという状況があります。その中で、とにかく今回試行としてやってみて、その上でどういうことをやっていくかを、これからこの結果も踏まえながら検証して、杉並の中でどう幼児教育を充実させていくか、限られた資源ストックの中でやっていったらいいのかということを、今後検証しなければならないと思っています。

大蔵委員 私はこういう実験なり、テストをするときには、やってみてからではなく、前提があると思うのです。将来どうしようかということがあってテストをするのであって、理科の実験のように、やってみてどうなるか結果はわからないというものではないと思うのです。だから、大きな意味での見通しをどこかに持っていてやるべきだと思います。

事務局次長 私もそうあって当然だと思います。今回、杉四と高円寺ということで、ちょっと局地的なイメージがありますが、アクションプランでの記述の仕方などから見て、いわゆる公立の幼稚園だけではなく、幼児教育と小学校の教育とをどう連携させていくのかということで考えると、当然私立の幼稚園、区立の保育園までかかわってくるのです。

これはいま内部的な話で進めているのですが、私立幼稚園の連合会からも、幼少連携教育につ

いての議論の交換をする場も4月以降に設置していきたいということで、水面下で話をしています。保育園についても、厚生労働省の指針できている保育園と、指導要領から流れてきている区立の幼稚園といったところで、いわゆる杉並の幼児教育をどうやっていくのかといったことなども、すり合わせながら進めていく必要があると思います。将来的にはそういった形で、杉並区全域としての幼少連携教育を進めていく必要があるのではないかとということが前段にあります。

具体的にいま進められ、報告で出されていて、私どもがお聞きしたところでは、ある区の併設での幼小連携教育、これは新宿の批判ではありませんが、例えば新宿区では併設して、小学校に全部幼稚園施設が付いているわけですが、具体的な連携がなされていないことがあります。進んでいるところでは、カリキュラムそのものも同一にしながら進めていくことによって、つながりと学習の深まりが生まれてくるということも研究しているので、少なくともそういったことも参考にしながら、杉四小、高円寺北でやる場合には、当面のカリキュラムをどう作っていくのかなど、そういったところから、小学校と幼稚園とがうまく連携して進めていかなければいけないということもありますので、そういった意味での試行をやっていこう。ゆくゆくは杉並の幼児教育、小学校教育をどう連携させていくのか、そういうところまで考えていくという考え方の下に、今回試行ということで出しています。

大蔵委員 学齢をどこにするかというのがあります。日本は満6歳にしてありますが、国によっては満5歳から、非常に少ないですが満7歳のところもあります。そのどちらがいいかはなかなか難しいです。できるだけ長く幼稚園的な対応をしておいて、小学校のような学校教育は7歳か8歳から始めたほうが良いという説もあります。いろいろなものがあってなかなかわかりません。しかし、全般的な世界的な傾向としては、就学年齢は少しずつ早くなっていると思います。

小学校に就学してからどういうやり方をするかは別として、小学校に入れようということです。日本のようにリジットに満6歳と切っているところは少なく、弾力的ですから、イギリスなどの早いところは4歳ぐらいから入っているところもあります。そういうことからすると、幼小連携を研究するのは非常にいいと思います。

いちばん難しいのは、いま幼稚園からきた子どもたちは遊びが中心ですから、集団的な訓練がされていないために、学級崩壊につながるとか、そういうことがあります。それを夏休みまでにできるだけ早くやらなければいけないのですが、それが小学校と一緒にいることによって、トレーニングができるということであれば、それは非常にいいと思います。だから、ぜひやっていただきたいのです。しかし、必ずしもそれが全部学校の中に収容することもないと思います。みんなが平等なチャンスを与えられることが非常に大事なことであって、ある地域の非常に便利なおところにある人はそれを受けられるが、杉並区でも周辺部になったところではそれが受け

られないことになるのは、私は非常によくないと思います。やる以上はそれを目指してやっていただきたいと思います。

宮坂委員 幼小連携についてですが、いままでいろいろな話があって、私も基本的にはそのとおりだと思います。そこで、私も具体的な点については初めてなのですが、具体的な点をお伺いしたいと思います。1点は、杉四のほう空き教室があるから、そこに付属の幼稚園をつくるという話は聞きましたが、高円寺北幼稚園の跡地はどういうふうを考えているのかということです。もう1点は、高円寺北幼稚園を出た場合は、自動的に杉四に行くようになるのか、あるいは卒園した段階でもう1回どこの学校に行くのかを聞くのか。たまたま同じ敷地内にあるというだけであって、園長先生と校長先生は一緒になるのだと思いますが、1人の先生が兼任という形で一緒という意味なのか、あるいは別々になるのか。その辺のところをお聞きしたいのですが。

学務課長 1点目の現在の高円寺北幼稚園の跡のことですが、こちらについては今回のこの実施の中ではそこまでは検討を詰めておりません。基本的には行政資源として、今後有効に活用していくということになると思いますが、この中の検討には入れておりません。

2点目の高円寺北幼稚園から杉並第四小学校ということで、自動的に入学するのかというお話ですが、現在高円寺北幼稚園に通っているお子さんについても、必ずしも杉並第四小学校の学区のお子さんだけではありません。したがって、そういう中ではそれぞれの学区に通学していただくわけですが、この幼小連携教育が今後進んでいく中では、例えばいま現在でも隣接校という形では学校規模制度もあります。そういったものを活用しながらやっていくということになると思います。

それと、今回のこの連携教育については、杉四小に必ずしも行かなくても、それなりの連携の効果は得られると思っています。例えば、幼稚園児にとっては小学校のお子さんと交流することで、異年齢との交流の中での教育的な効果、心を育む効果を得られると思っています。それから、必ずしも高円寺北幼稚園から杉並第四小学校に行かなければ効果が得られないかという、そこはそうでもないかと思っています。

現在も高円寺北幼稚園の園長と、杉並第四小学校の校長は兼任ですので、そういう兼任校の中でここを選んだといったところです。

安本委員 杉四と高円寺北幼稚園の先生方で、ご相談の上で連携教育のカリキュラムを具体的に考えるのか、それともまた別にそういう研究をするチームがあって、カリキュラムを検討するのか、どちらになるのでしょうか。

指導室長 現段階では、それぞれの幼稚園の教諭と杉四小の教諭で、合同で研究を続けていただきたいと考えております。

安本委員 そのようなところには、例えば専門的な方を入れることは考えているのですか。

指導室長 これは予定であるのですが、平成 16 年度は準備ですので、実際に平成 17 年度にスタートした時点で、例えば区の研究奨励、幼小連携という形での研究奨励を受けていただいて、その中で専門的な講師の方をお招きして、より一層その研究を深めるような方向というのが検討俎上にはあるのですが、平成 16 年度の準備期間については、いま具体的に何らかの外部的な支援は考えておりません。もちろん校内研修等で、杉四小、高円寺北幼稚園の校内の研修がありますので、そこで連携教育ということで取り組んでいくことは十分に考えられます。教育委員会としても支援していきます。

安本委員 先ほど次長がおっしゃった新宿区のような、他区でやっていて、もともとが小学校と幼稚園が併設されているところなどで、何か素晴らしい効果があったとか、具体的な例はご存じですか。

指導室長 中央区で実際に併設園を持って、カリキュラムを共通化していったという先進事例がありますので、それもいま十分に研究しています。

委員長 先日、指導室長から幼小連携の研究会の報告があったと思うのですが、それを基に今日の報告が出てきたと思います。大藏委員が言われるように、多少モデル事業が先行しているので、いろいろ誤解を招くのではないかと思います。ですから、その総括的な部分、具体化へ向けての総論をどういうふうに考えていくのか、杉並区でどういうふうに考えるのかというのが抜けているから、誤解を招いてしまうのです。その辺の理論武装もしておかないといけないし、小中学校だと適正規模、適正配置というので、かなり具体的に検討されているのに、幼稚園はそこに含まれていないわけです。それがこのように連携と出てくると、それでは幼稚園は将来どのように進むのだという話になるので、その辺を具体的に詰めておかれたほうがいいと思います。その上でモデル事業をやるのだということで、実施に向けて努力されたほうがいいと思います。その辺を事務局のほうでよくご検討のほど、よろしく願いいたします。

次の「南伊豆健康学園について」ということで、ご説明がありましたが、いかがでしょうか。

宮坂委員 南伊豆は廃止することは決定と考えてよろしいですね。

学務課長 正確には廃止する方向というのが、区の行革計画の中で盛り込まれているということです。

委員長 経過報告として承ったということだと思います。

それでは 4 番目の「心身障害教育について」です。ご熱心にご討議されて、立派な報告書を出されていますが、いかがでしょうか。

大藏委員 「心身障害教育の今後の在り方について（概要版）」の 1 ページです。これの 3 の「本検

討会でのこれまでの取組み」の(2)で、平成15年1月に東京都に要望したということですが、「都立養護学校の通学区域の弾力的な運用」というのは、具体的にはどういうことですか。

学務課長 例えば小学校から中学校に入るに当たって、杉並のお子さんだから杉並の養護学校に切り替えてもらいたいというお話等もあります。済美養護学校のほうも収容キャパを超えているという中で、そもそもが養護学校については都と区の役割分担の中では、あくまで都のほうだということの中で、柔軟な対応をしていただきたいのです。杉並にいるお子さんですが、例えば都立の中野などにある養護学校のほうで受け入れてもらいたいといった要請をしたということですか。

大蔵委員 たまたま杉並区は区立の済美養護学校を持っているから、杉並の人は杉並のほうに行けばいいというのがあるかもしれませんが、他のところにはないわけですから、もともと都立の施設に行っているわけです。それからすると、当然のことだと思います。この要望について具体的な返答はあったのですか。

学務課長 この要望については特に回答を求めるという形ではしておりませんが、結果的なことを平成14年と平成15年で申し上げると、済美養護学校のお子さんが79名から76名になったということで、さまざまな事情もあって、最終的にそういう人数になっていますが、要望した成果もあって人数の減少につながったものと受け止めているところです。

大蔵委員 もう1つは、1枚紙の「心身障害教育について」の裏側です。5番目の「養護学校の運営改善」という項目です。「施設規模と、生徒数に基づく施設設備の改善を図る」とありますが、私は養護学校は子どもがなかなか顔を覚えれないということもあるので、私が専ら養護学校へ行っているのです。もうあそこは余裕教室は全くなくて、校長室と会議室を潰すぐらいで、もう他に場所は全くないのです。敷地上もいろいろな制約があって、もともとそんなに広くもないし、建増しもできない。だから、もう溢れています。それで、あの施設がいいということで、目指して引っ越して来る人もいるそうですから、どうにもなくなっているのです。それについて、生徒数に基づく「施設設備の改善を図るとともに」というのは、何をやるということですか。

学務課長 基本的には現状の70数名という中で、それが100名などを超える状況になれば別ですが、現在の施設の収容量、おおよその許容範囲での人数変更の中では、それに応じた施設整備の柔軟な改善をしていくことです。

このことを課題として取り上げた中には、現在の東京都の特別支援教育のあり方の最終報告の中でも、都立施設の再編整備、都立の盲学校、ろう学校、養護学校についても、1つの障害に応じた学校という形ではなく、複数の障害に応じた学校をつくるという考え方が示されています。そういう中で、杉並区内にもろう学校があったり、都立のそういった学校があるので、例えばそういうところで、知的障害のお子さんを受け入れられる可能性も今後出てこようかと思ってい

ます。今後、受け皿が区だけではなく、都の施設も活用した中で広がる可能性もあるので、当面は現在の施設の中でいかに有効に活用していこうかといった取組みを進めるべきではないかと申し上げたかったです。

大蔵委員 いまの説明でよくわからないのですが、養護学校の運営改善ということにすると、杉並区の場合は済美のことだと思いますが、どうすれば済美養護学校の収容が増えるのか考えつきません。それから、もちろん特別支援があって、他の一般のところにもそういう教室をつくるとか、それはそれで結構なことです。しかし、保護者の中にも考え方があって、一般の学校に入れてもらいたいという方と、そうではなく養護学校のほうがいいという親御さんと両方あるのです。全体の数からすると、済美の要望というのは強いと思います。

その中で済美に行って、子どもの運動会、発表会などいろいろ見ているのですが、同じ済美に来ていながら、重度の違いがあるのです。非常に軽度で知能指数75ぐらいで、一般より少し遅れている程度なら、これは普通のところへ行っても何とかいけるのではないかと思うのです。その下の50ぐらいだと、一般のところでは少し難しく、一般のところへ行ったら別の教室で指導しないと難しいと思います。それともう1つ下の、50を割っているようなところを、いまは一緒にやっているのですが、私はこれを2つくらいに分けてやらないと、一緒にやっている子どもの中での差が出てきて、なかなか難しいのではないかと思っているのです。それからすると教室をさらに分割する必要があるのです。そういう要望の中で、私は済美をどうすれば設備施設の改善ができるのかがわからないのです。

学務課長 施設の現状としては、大蔵委員がご指摘のような状況があるかと思っています。現在が本当に手いっぱいという状況で、これからこれ以上出てきたらどうしていくかというのは、私どものほうも非常に難しい課題だと思っています。

校舎についてもこれ以上建増すことができないというところで、私どもがいま念頭に置いているのは、現在の児童・生徒数の若干の増減の中でどう工夫をしていこうかということで考えています。もちろん、残るはよりきめ細かな、お子さんの発達状況に応じた区分けも望ましくはあるかもしれませんが、現状としては、現在の養護学校の基本的なあり方に沿った学級編成等をしているところです。現在の制度の中では、これが精一杯というところかなと思います。

大蔵委員 そうすると、5の見出しのように、「養護学校等の運営改善等」の「運営改善」ならば私はわかりますが、そう簡単に「施設設備の改善を図るとともに」など書いていただきたくないと思います。それならば、具体的にどうするのかを言っていただきたいと思います。運営改善によって何人かの時差をつくることもできると思うのです。必ずしもみんな朝から来る必要のない子どもたちなのです。だから、もう少し時差を設けて収容をして面倒を見ることもあり得ると思

ます。運営改善ならわかるのですが、施設設備の改善ということをごに書きになるのなら、具体的にどうするのですか、ということが必要だろうと思います。

学務課長 先ほども少し申し上げたように、お子さんの数の状況に応じた、教室のスクラップアンドビルドということによっていくしかないわけで、ご報告の中で申し上げたのはそういった部分です。

委員長 他にございませんか。他にないようでしたら、この件については取組みを含めて、今後ともよろしく願いいたします。

それでは社会教育スポーツ課関係で、5の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、6の「第22期杉並区体育指導委員の内定について」、7の「平成15年度スポーツ栄誉顕彰について」、以上3点についてお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 まず「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認」についての報告をいたします。お手元の資料の表紙ですが、1月分については定例が31件、新規が4件で、合計35件です。共催、後援別でいくと、共催が8件、後援が27件でした。

新規についてご説明いたします。1ページの1、新規後援。団体名は社団法人家庭生活研究会が行う、講演会「子どもたちの生と性 - いま親にできること - 」という事業で、会場は、高円寺南3丁目にある家庭生活センターです。この事業については、東京都健康局の委託事業として受けているもので、生涯を通じた女性の健康支援事業の一環で行うものです。

2ですが、新規後援で絵手紙文化連絡会「菜の花」が行う、「杉並より絵手紙発信「菜の花」展」です。これは区役所2階の区民ギャラリーで、3月29日から4月9日に行うものです。3の新規後援、杉並区弓道連盟が行う八区による第9回の弓道大会で、上井草スポーツセンターで行うものです。

新規については、4ページの指導室で共催をやっている、1新規共催、全国放送教育研究会連盟が行う第55回放送教育研究会全国大会が、杉並の東原中学校で行われます。これは11月5日から11月6日までという日程です。以上が後援、共催についての報告です。

次に「第22期杉並区体育指導委員の内定」についてご報告させていただきます。体育指導委員については、スポーツを通じて地域の人々がふれあい、健康で豊かな地域づくりを推進するために置いているものです。具体的には各種スポーツ情報の提供・相談や、ニュースポーツの普及ということでイベント等を行っています。委員の身分等については記載のとおりです。

今回の選考及び内定者についてです。募集方法は公募で行いました。これは新規にかかるものだけで、継続者については意向等を確認し、面接等により選考しています。今回公募で申込みがあったのは20名でした。継続の方は17名で選考等を行い、内定者及び男女の内訳は別紙で付い

ています。結果的に内定者は 27 名になりまして、このうち新規が 11 名、今期に継続して来期もなさる方が 16 名となっています。以上が第 22 期杉並区体育指導委員の内定についてのご報告です。

最後に「平成 15 年度スポーツ栄誉顕彰」についてのご報告です。こちらのスポーツ栄誉顕彰については、目的は、体育大会などにおいて優秀な成績を収めた者に対してその栄誉を顕彰し、杉並区におけるスポーツの普及と振興を図ることを目的とするものです。

顕彰の基準としては、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの大会等において、成績等がわかったものについてを対象としています。その中で全国、関東地区、東京都、各地の体育大会において、記載 2 の顕彰基準がありますが、東京都大会については、優勝もしくは準優勝、関東地区大会の規模では 3 位以上、全国大会では入賞以上になっています。入賞については、競技種目によって何位というのが異なっていますが、6 位または 8 位というのが一般的です。その他大会規模等についても、団体で 15 チーム以上、個人 15 人以上となっています。この選考については、スポーツ栄誉顕彰審査会において選考しました。

被顕彰者は別紙に一覧で付いています。全部で 47 組で、「組」という中には個人も入っています。人数にして 262 名が今回の被顕彰者数となっています。全国規模で行われた大会での被受賞者については 27 組、関東の規模については 8 組、都大会については 12 組という形で決定しています。スポーツ栄誉賞の授与式については、平成 16 年 3 月 15 日の午後 6 時 30 分から行う予定です。

なお、今回の選考の中で申込みましたけれども、選考から洩れたという組が 1 組ありました。これは個人で 1 人ですが、これについては記載の基準のほかに前回以前に今回の成績よりも、同等以上の成績を取った者については、対象としないということがありました。この落選された方は昨年度全国大会で優勝し、今年度は準優勝ということで、前年度より成績が同等以上という条件に該当しませんので対象となりませんでした。以上がスポーツ栄誉顕彰についてのご報告でございます。

委員長 わかりました。では「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について何かご質問等ありますか。よろしいですか。では、次の「第 22 期（平成 16、17 年度）杉並区体育指導委員内定について」ご意見がありましたら、お願いします。よろしいですか。次に「平成 15 年度スポーツ栄誉顕彰について」です。ご質問等ありましたら、お願いします。

大蔵委員 いまの最後のお話ですが、去年優勝して、今度は準優勝で下がったということでも、私は表彰してあげたらどうかなと思うのですが。

社会教育スポーツ課長 そのような意見も審査会においてあります。ただ、アマでやってきた経過

もありますので、ここから急に変わるということは、なかなか難しい面もあるということがあります。例えば3年連続とか、5年連続に同等の記録を残しているという者については、その成果点を維持していくのは大変だということがありますので、何らかの形でそれを顕彰ということも考えてもいいのではないかという意見がありまして、これについてはちょっと私どものほうで、そういった形でできるかどうか、検討してまいりたいと考えています。

委員長 いま報告事項なので決定できないわけですが、こういう大蔵委員のような意見もあったというふうに止めていただきたいと思います。

教育長 いま言いましたように、競技の規模にもよるのですね。だから、ケースバイケースで考えていくということを要綱の中にどう書き込むかということを検討しようということに、今なっていますので、ちょっと次年度以降に向けて検討させてください。

大蔵委員 レベルとか、記録とか、いろいろありますからね。前のときは優勝したけれども、その次のときは全部のレベルがものすごく上がっていて、2番目だったなど、そういうこともあるでしょう。参加者の数などいろいろありましようから、弾力的にお考えいただきたいと思います。

教育長 はい。

委員長 ほかにありますか。では最後の8番目、「平成15年度杉並区個別外部監査への対応について」、中央図書館次長からお願いします。

中央図書館次長 「平成15年度杉並区個別外部監査への対応について」、ご報告申し上げます。平成16年1月31日付で、別紙にあります図書館個別外部監査検討委員会の報告書が出されました。この報告書に基づいて、今後実施していくというものです。それでは、図書館の個別外部監査検討委員会の報告書の中身について、ご説明します。なお、量が多いので、この中でポイントになる所をご説明します。

昨年7月より、杉並区立中央図書館に対して、個別外部監査が行われ、15年9月30日付で個別外部監査人より報告書が出されました。この報告書で指摘された事項を検討するためということで、行財政改革推進本部会の指示に基づいて、教育委員会に11月14日に図書館個別監査検討委員会を設置して、検討を重ねてきました。このたび、改善策及び今後の方向性をまとめたので報告するものです。

外部監査の監査人からの報告書は全部で、大きく4つに分かれています。まず、1点目は1ページの「図書館事業の効率性追求とサービス水準等向上策の関連性について」です。この中には6点の指摘がありますが、2ページの(3)「開館日・開館時間について」をご覧ください。第3木曜日の開館と日曜日の開館時間の延長についての指摘です。平成16年度には、月曜日の定例休館日を廃止しまして、中央図書館の通年開館、地域図書館の休館日の変更を実施する予定で現

在進めています。地域図書館を含めた全館通年開館については、平成 17 年度を目途に進めてまいります。また、日曜日、休日の開館時間の延長については、平日と同じ午後 8 時まで延長する方向で実施に向け検討してまいります。

(4)「視聴覚ホール等の目的外貸出しについて」ですが、視聴覚ホールや地域館の講座室などの目的外貸出し、また学習室への期間的転用についての指摘です。利用率の低い中央図書館の視聴覚ホールや各図書館の講座室・会議室・目的室については、有料で目的外貸出しをする方向で条件整備を図ってまいります。なお、学習室への有料での期間的転用については、定例行事や研究会などに活用するために、長期間貸出すことが館運営上支障を来すために困難です。

(6)「司書制度」ですが、10 年以上図書館に在職できる道も用意することが必要であるとの指摘であります。司書及び司書補の異動基準については、現在図書館に 10 年を限度として原則異動しています。区職員として、他職場を経験することにより、幅広く区行政に関する知識と経験を積み重ねた後、再度、図書館勤務が可能となる現在の制度は、妥当であると考えています。

3 ページの 2 番「図書館事業の有効性の追求手法の検証について」です。ここでは 3 点指摘がありまして、4 ページ(2)「図書館利用率に関する検証」をご覧ください。で図書館事業を評価する端的な指標は図書館利用率である。これらの利用率に関連する資料が利用率改善のために、十分に活用されていないという指摘をされています。利用率の低下傾向に対する対策としましては、貸出冊数の制限の緩和とか、図書館バッグの配付などを実施しているところですが、今後利用率に関する資料を分析・検証しまして、登録率を高める対策を進めるとともに、利用率の向上を図っていくというものです。

は、新刊書の購入基準についての指摘です。新たな購入基準を設定し、明確にするとともに、複本については購入数に上限を設けます。また、3 月に図書の購入が他の月と比較して多いという指摘がありましたが、今後計画執行の徹底を図ってまいります。

3 番目、「区民の情報収集手段の多様化と図書館の役割に対する見直しの適時・適切性について」です。(1)の「杉並区立図書館の整備水準」です。政令指定都市等や特別区との比較では、蔵書数、貸出冊数など、概ね水準以上であるが、登録率については低いという指摘でした。この登録率については自治体により、算出方法に違いがあり、登録率を算出する際の登録者数は、他の自治体では利用者カードの未使用期間が 2 年又は 3 年又は 5 年経過すると、登録者数に算入していません。しかし、当区では 1 年未使用だと登録者数に算入していないために登録率が低くなっています。登録率の算出方法が同条件であれば、杉並区が必ずしも低いとは言えないと考えています。今後、設定条件を精査しまして、算出方法の見直しをしていく予定です。また、登録者を増やす対策を引き続き進めてまいります。

(2) の「杉並区図書館建設の計画について」です。外部監査報告では「14 館構想」に基づく地域図書館 2 館の建設の妥当性について疑義が提起されていまして、これについては次のように考えます。図書館は生涯学習の中核施設であり、地域の情報拠点・情報発信基地であることから、施設建設にあたっては地域間の格差が生じないよう配慮した配置が必要であると考えています。

次に 5 ページですが、今後 2 館建設と合わせまして、貸出し機能のみに特化した施設の設置やコンビニエンスストアなど民間施設の活用の可能性・有用性についても基本計画改定の中で、検討してまいります。4 番の「蔵書の管理について」(1) 蔵書冊数についてです。年間の購入冊数、除籍冊数等の数とコンピュータの数との不一致についての指摘ですが、早急にプログラムの再点検に着手しまして、改善を図るとともに、遅くとも平成 17 年度のシステムの見直しに合わせて、不一致の解消を図ってまいります。

(2) 不明図書についてですが、不明図書の大部分は無断持出しによるもので、一部の利用者のモラルの低下にあると考えています。当面の防止策として、利用者のモラルに訴える P R をするほか、職員の巡回強化や利用者が借りる本を入れる「カゴ」の導入など盗難防止策を推進してまいります。また、抜本的な対策としましては、I C タグの導入が最も効果的であると考えています。現在、1 タグ約 90 円であり、蔵書に要する費用だけでも約 2 億円、機械設備の設置等を含めると、初期投資として総額で約 3 億円が必要となります。

この I C タグには無断持出しの抑制以外にも、蔵書点検の効率化、貸出業務の迅速化、図書整理の簡素化等様々な効果が見込まれています。このメリットを十分に活用すれば、サービスの向上に繋がるとともに人件費の抑制も図れると考えられます。今後 I C タグの市場動向をみながら、導入時期等については、基本計画改定の中で検討してまいります。

(3) の蔵書点検についてですが、全館一斉蔵書点検により、正確な蔵書数を把握すべきとの指摘ですが、通年開館に対する根強い要望を考えますと、全館一斉蔵書点検について区民の方の理解を得るのは、きわめて困難であると考えています。したがいまして、全館一斉点検と同じ効果を上げるように 3 番の (1) の方法、プログラムの再点検ですが、これにより正確な蔵書数を把握するものです。以上、主なものをご説明いたしましたが、今後はこの報告書に基づき、実施していくというものでございます。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いします。今後図書館協議会と
いったようなところにもご説明されるのですか。

中央図書館次長 3 月に予定されている、図書館協議会にもご説明する予定です。

委員長 特にご意見がなければ、これで報告事項の聴取を終わります。ありがとうございました。
また、本日予定されました日程はすべて終了いたしました。庶務課長、何かございますか。

庶務課長 次回の日程ですが、次回は3月24日の午後2時に予定しています。